

★ 児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、指定事務受託法人の指定を知事が行うこととなったことに伴い、様式を整備するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年四月五日

★ 広島県屋外広告物に関する規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）（都市計画課）

）

一 改正の要旨

広島県屋外広告物条例の一部改正に伴い、安全点検報告書の様式を定めるなど、安全対策の強化に必要な規定を整備した。

二 施行期日

平成三十一年十月一日